【換気】換気設備（　　）
効率（　　）
【照明】省エネルギー措置の概要（　　）
【給湯】給湯設備（　　）
効率（　　）

【５．共同住宅等における共用部に係る措置】
基準一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）
設計一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）

【６．備考】

（注意）

⑴　届出書類
第一面、第二面及び第三面を提出してください。

⑵　各面共通関係
数字は算用数字を用いてください。

⑶　第一面関係
①　届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
②　届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
③　※印のある欄は記入しないでください。

⑷　第二面関係
①　第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者がそれぞれ２者以上の場合は、第二面は代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。
②　１欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第３条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
③　２欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
④　４欄の「ハ」は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
⑤　４欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
⑥　１欄から５欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、６欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

⑸　第三面
①　１欄及び２欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
②　３欄は、省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第１項に基づき、国土交通大臣が定める判断の基準となるべき事項をいいます。）において定めるところにより、該当する地域区分を記入してください。
③　４欄及び５欄は、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の部分に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、届出に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
④　４欄の⑴から⑶の欄は、対象住戸が共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の場合に記入してください。
⑤　４欄の⑷の１）から３）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、附則様式のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
⑥　４欄の⑷の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
⑦　４欄の⑷の３）及び４）における㈠及び㈡の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑧　４欄の⑷の５）の「開口部比率」とは、開口部の面積の合計を外皮等面積の合計で除した値をいいます。
⑨　４欄の⑷の５）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
⑩　４欄の⑷の５）の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
⑪　４欄の⑷の５）の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「開口部付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
⑫　４欄の⑸の２）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値として省エネルギー基準において定めるものをいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。
⑬　５欄の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」は、共同住宅等の共用部における「空気調和設備」、「機械換気設備」、「照明設備」、「給湯設備」及び「昇降機」におけるそれぞれの値の合計値を記入してください。
⑭　１欄から５欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、６欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

第三条　住宅の用途に供する建築物の新築又は改築に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

第四条　住宅以外の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令第二条による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。